

伊勢原市学術研究等のための鳥獣捕獲許可事務取扱要領

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項に基づく学術研究及びその他特別の事由（飼養及び傷病鳥獣捕獲並びに有害鳥獣駆除を除く。）を目的とした鳥獣の捕獲許可（以下「捕獲許可」という。）のうち、市長権限に属するものの取扱いについては、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年神奈川県規則第84号。以下「施行細則」という。）、神奈川県鳥獣保護管理事業計画（以下「鳥獣計画」という。）及び学術研究のための捕獲許可事務取扱要領（神奈川県策定）（以下「県要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(許可方針)

第2条 市長は、学術研究のための捕獲について、生物学、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究又は調査（以下「研究」という。）を目的とし、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- (1) 捕獲以外の方法では、研究の目的を達成することができないと認められること。
- (2) 主たる研究内容が鳥獣類の生態、習性、行動、食性、生理等に関するものであり、その成果が、学会、学術誌等により原則として一般に公表されること。
- (3) 研究が長期にわたる場合は、研究計画の全体が適正であること。

2 市長は、その他特別な事由の捕獲許可について、法第1条の趣旨にのっとり、次の各号に掲げる場合に許可するものとする。

- (1) 職務上の必要 鳥獣行政事務担当官が職務上の必要があつて捕獲する場合（依頼による捕獲を含む。以下各号同じ。）
- (2) 公共施設等の展示 博物館、動物園等の公共施設において飼育及び展示するために捕獲する場合
- (3) 養殖鳥の遺伝劣化防止 鳥類の人工増殖を行っているものが、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲する場合

(許可基準)

第3条 研究のための捕獲許可の対象者は、研究を行う者又はその者から依頼を受けた者とする。

2 その他特別の事由に基づく捕獲許可の対象者は、法令上及び当該目的の実現のために適格と認められる次の各号に掲げる者とする。

- (1) 捕獲のために銃器を使用する場合 次の要件を全て満たす者
 - ア 第1種銃猟免許（空気銃（ガスを使用するものを含む。）を使用する場合は第1種銃猟又は第2種銃猟免許）を所持している者
 - イ 捕獲許可の申請日の属する年度又はその前年度において、当該狩猟

者登録を受け狩猟の実績を有する者又は有害鳥獣捕獲若しくは神奈川県が策定する第二種特定鳥獣管理計画に基づく銃器による捕獲に従事した実績を有する者。

ウ 施行規則第67条第2項第1号の規定に基づく被保険者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年環境省令第10号）附則第2条第1項の規定に基づく被共済者であること。

エ 被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している市内在住者が含まれること。

(2) 捕獲のために銃器以外を使用する場合 次の要件を全て満たす者

ア 網猟免許又はわな猟免許を有する者。ただし、イノシシ以外の鳥獣に対し、はこわな又はそれに類似する器具及びつき網を使用する場合は、この限りでない。

イ 施行規則第67条に基づく被共済者又は被保険者。ただし、垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は農地において当該猟具を使用する場合は、この限りでない。

ウ 被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している市内在住者が含まれること。

3 鳥獣の捕獲許可は、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、コジュケイ、キジ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、タイワンリス、シマリス、アライグマ、タヌキ、チョウセンイタチ（オスに限る。）、ミンク、ハクビシン、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ドバト、ウソ及びオナガとし、鳥類の卵の採種等の許可は、キジバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバトとし、員数は必要最小限とする。

4 捕獲期間は、目的達成のために必要な期間であって、6か月を超えない範囲で最小限の期間とする。

5 捕獲区域は、目的達成のために必要な最小限の範囲とし、法第12条の規定により対象鳥獣の捕獲が禁止又は制限された区域並びに法第35条（銃器を使用する場合に限る。）及び施行規則第7条第1項で定める区域は除くものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

6 捕獲方法は、手捕り又は法定猟法（法第12条第1項及び第2項に基づき禁止されている猟法を除く。）によるものでなければならない。また、原則として法第36条で禁止されている捕獲手段は用いることはできない。ただし、従来捕獲実績を考慮した最も効果的な方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けた者が用いるものにあつては、この限りではない。

7 前項に規定する捕獲方法のうち空気銃を使用した捕獲は、半矢の危険性があるため、中、小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。

8 捕獲許可を受けようとする者は、捕獲した個体の処分方法について、申請の際に明らかにするものとする。

(実施の指導方針)

第4条 捕獲の許可を受けた者は、捕獲を実施するに当たって、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 捕獲を実施する者（以下「捕獲の実施者」という。）は、事故の発生を未然に防止するため、必要に応じ許可区域及びその周辺の住民等に対して、チラシ、広報車等による広報を行うほか、捕獲区域に捕獲を実施する旨の標識を設置する等の万全な措置を講じるものとする。

(2) 捕獲の実施者は、捕獲にあたっては、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯するとともに次の要件を遵守しなければならない。

ア 銃器を用いて捕獲する場合は、県要領で定める腕章を着用すること。

イ 銃器以外の猟具等を用いて捕獲する場合は、その猟具等に許可番号、設置者名等を記入した標識を付けること。

(3) 捕獲の実施者は、捕獲した鳥獣の処置及び処分について、公衆衛生上十分に注意し、必要に応じて焼却処分等適正な処置を行い、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めてその有効利用を図るものとする。

(4) 捕獲の実施者は、個体識別等の目的でタグ又は標識の装着や、体の一部を切除する場合には、当該措置が生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ、必要と認めれるものでなければならない。

(5) 捕獲の実施者は、電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷をとまなう措置については、目的達成のために必要な最小限の範囲のものを使用し、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後脱落するものでなければならない。

(共同捕獲)

第5条 捕獲の実施者は、捕獲にともなう弊害防止のため、捕獲区域、捕獲期間及び対象鳥獣が重複する申請者については、原則として共同で捕獲を申請し、実施するものとする。

(広域捕獲)

第6条 捕獲の実施者は、目的達成のため、複数の市町村にまたがる広域的な捕獲が必要な場合、捕獲にともなう弊害防止のため、申請時に市長に対しその旨を申し出たうえ、市長が他の市町村長（又は、当該区域に係る捕獲許可権者）との調整の結果により必要と判断した捕獲期間等に係る指示に従わなければならない。

(措置命令)

第7条 法第10条第1項の規定により市長は、第3条による許可を受けずに鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者等、法、省令等に違反した者に対し、当該違反に係る鳥獣について解放すること又はその実状に基づき野生復帰に配慮した一時収容、救護を行うことその他必要な措置を

とるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第8条 法第10条第2項の規定により市長は、第3条による許可を受けた者が法、省令等に違反又は虚偽の申請行為等が発覚し、学術研究等のための捕獲として適当でないと認められる場合には、許可を取り消すことができる。

(事務手続)

第9条 捕獲許可を受けようとする者は、鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)許可申請書(1号様式の1。以下「申請書」という。)に、次の書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)実施計画書(第1号様式の2)

(2) 2人以上で共同して捕獲する場合は、鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)実施者名簿(第2号様式の1)

(3) 法人(法第9条第8項に規定する国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人をいう。)等が申請者となる場合は、鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)従事者名簿(第2号様式の2)

(4) 依頼による捕獲の場合は、鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)依頼書(写)(第3号様式)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出されたときには、第2条から前条までの規定を考慮し捕獲許可を行うものとする。

3 市長は、捕獲許可を行った場合は、鳥獣捕獲許可証、従事者証を交付するものとする。

4 市長は、捕獲許可を行った場合は、市域を所管する鳥獣保護管理員及び警察署長(銃器使用の場合)に通知するものとする。

5 捕獲の実施者は、捕獲許可の期間が満了し又はその効力が失われた場合には、速やかに鳥獣捕獲許可証、従事者証を返納するとともに、鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)実績報告書(第4号様式)を提出するものとする。

6 市長は、前項の報告書を年度ごとに取りまとめ、神奈川県湘南地域県政総合センター所長に対し鳥獣捕獲実施状況報告書(第5号様式)により報告するものとする。

7 市長は、措置命令を行う場合には、措置命令書(第6号様式)により対象者へ通知するものとする。

8 市長は、許可の取り消しを行う場合には、取り消す者に対し取消通知書(第7号様式)により通知し、許可証及び従事者証の返納をさせるものとする。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年7月17日告示第99号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第56号）

この告示は、公表の日から施行する。

鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)許可申請書
従事者証交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
職 業 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

次のとおり鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項及び第8項の規定により申請します。

許可証番号	※										
捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	種	類	数 量								
目 的											
期 間	年 月 日から 年 月 日まで										
区 域											
方 法											
捕獲等又は採取等の後の処置											
学術研究を目的として、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法											
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所	<input type="checkbox"/> 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 休猟区 <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 自然公園特別保護地区 <input type="checkbox"/> 都市公園 <input type="checkbox"/> 原生自然環境保全地域 <input type="checkbox"/> 社寺境内 <input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 特定猟具使用禁止区域 () <input type="checkbox"/> 特定猟具使用制限区域 () <input type="checkbox"/> 猟区										
許可申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者)の狩猟免状の種類等											
氏名	住所	職業	生年月日	狩猟免状及び狩猟者登録証				銃砲所持許可証		保険又は共済	
				種類	番号	交付年月日	交付した都道府県知事名	番号	交付年月日	金額(千円)	期間

(裏)

生 息 状 況	
被 害 時 期	
被 害 対 象 物	
被 害 面 積	
被 害 見 積 額	

- 備考
- ※印の欄には記入しないでください。
 - 不用の文字は抹消し、該当する項目の□に✓印を付けてください。
 - 銃器を使用する場合は、「銃砲所持許可証」欄に銃砲所持許可証(麻醉銃の所持許可証を有しない者が麻醉銃を使用する場合は人命救助等に従事する者届出済証明書)の番号及び交付年月日を、「保険又は共済」欄に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項第1号に規定する損害保険契約の保険金額及び被保険期間又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年環境省令第10号)附則第2条第1項に規定する共済事業の給付額及び被共済期間を記載してください。
 - 裏面は有害鳥獣捕獲の場合にのみ記載してください。
 - 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。

添付書類

- 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面
- 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする場所を明らかにした図面
- 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をする場合は、当該方法を明らかにした図面

鳥獣捕獲（鳥獣の卵採取）実施計画書

1 広報計画

2 実施計画表

実施年月日	捕獲等する 区 域	集合場所及 び開始時間	捕 獲 等 従 事 者	備 考
月 日 曜日			代表者 外 名	

備考1 実施計画を変更する場合は、あらかじめ許可の申請先に連絡してください。

2 「実施計画表」は、銃器を使用する場合のみ記入してください。

鳥 獣 捕 獲 (鳥類の卵採取) 実 施 者 名 簿

※ 番 号	氏 名	住 所	職 業	生 年 月 日	鉄 砲 の 所 持 許 可		備 考
					許 可 番 号	許 可 年 月 日	

(注) 1 *欄は記入しない。

鳥 獣 捕 獲 (鳥類の卵採取) 従 事 者 名 簿

※ 番 号	氏 名	住 所	職 業	生 年 月 日	鉄 砲 の 所 持 許 可		備 考
					許 可 番 号	許 可 年 月 日	

(注) 1 *欄は記入しない。

鳥獣捕獲(鳥類の卵採取)依頼書

年 月 日

伊勢原市長 殿

依頼者（被害者） 郵便番号
 （法人にあつては、 住 所
 名称並びに代表者 氏 名
 の氏名及び印）

電話番号 （ ）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による学術研究のため鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)を次のとおり依頼します。

被依頼者	住 所			
	職 業			
	氏 名			
	生年月日・電話番号	年 月 日生・電話		
捕獲又は採取を依頼した鳥獣の種類				
員 数	羽 (個・頭)	羽 (個・頭)	羽 (個・頭)	
区域又は場所				
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
依頼した理由				
特記事項				

(注) 1 依頼者が法人の場合にあつては、特記事項欄に担当課及び担当者を記入する。

2 被依頼者は、共同駆除の場合、代表者の氏名等を記入する。

年 月 日

様

伊勢原市長

措 置 命 令 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第1項の規定により次のとおり命じます。

項 目	内 容	備 考
措置命令を受けることとなった理由		
措 置 命 令		
命 令 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

(教 示)

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

この処分取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

様

伊勢原市長

取 消 通 知 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第2項の規定により次の捕獲許可を取消します。

つきましては、速やかに許可証(及び従事者証)を返納してください。

項 目	内 容	備 考
取 消 理 由		
取消す許可証	名称 交付日 年 月 日 証番号 第 号 捕獲期間 年 月 日から 年 月 日まで	
取 消 年 月 日	年 月 日	
返 納 場 所		

(教 示)

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。